

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県知事 上田清司

委任番号	指定構造	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉県知事第七号	株式会社建築構造センター	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿一丁目八番一号	本社 東京都新宿区新宿一丁目八番一号	平成二十九年六月二十一日
			福島事務所 福島県郡山市中町十一番五号	福島事務所 福島県郡山市中町十一番五号	
			埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号	

---

---

---

千葉事務所

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川県横

浜市西区北幸

二丁目三番十

九号

長野事務所

長野県長野市

南県町千八十

二番地

愛知事務所

愛知県名古屋

市中区栄四丁

目十四番二号

山陰事務所

島根県松江市

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

丁目三番十九

号

広島事務所

広島県広島市

---

千葉事務所

千葉県船橋市

葛飾町二丁目

四百二番三号

神奈川事務所

神奈川県横

浜市西区北幸

二丁目三番十

九号

長野事務所

長野県長野市

南県町千八十

二番地

愛知事務所

愛知県名古屋

市中区栄四丁

目十四番二号

三重事務所

三重県四日市

市浜田町十二

番十八号

山陰事務所

島根県松江市

中原町六番地

岡山事務所

岡山県岡山市

北区内山下一

---

---

---

中区八丁堀十  
五番六号

丁目三番十九  
号

愛媛事務所

広島事務所

愛媛県松山市

広島県広島市

三番町七丁目

中区八丁堀十

十三番十三号

五番六号

福岡事務所

愛媛事務所

福岡県福岡市

愛媛県松山市

博多区御供所

三番町七丁目

町一番一号

十三番十三号

佐賀事務所

福岡事務所

佐賀県佐賀市

福岡県福岡市

駅前中央一丁

博多区御供所

目九番三十八

町一番一号

号

佐賀事務所

長崎事務所

佐賀県佐賀市

長崎県長崎市

駅前中央一丁

万才町三番四

目九番三十八

号

号

宮崎事務所

長崎事務所

宮崎県宮崎市

長崎県長崎市

川原町五番十

万才町三番四

号

号

鹿児島事務所

宮崎事務所

鹿児島県鹿

宮崎県宮崎市

児島市西千石

川原町五番十

町十一番二十

号

				一号	冲縄事務所
			番八号	牧港五丁目六	冲縄県浦添市
			一号	町十一番二十	児島市西千石
			番八号	牧港五丁目六	冲縄県浦添市
			番八号	牧港五丁目六	冲縄県浦添市